

○7番（小野志保）（登壇） 立憲民主党、小野志保です。

共生社会の実現について伺います。

共生社会とは、障害などを理由とする差別をなくし、誰もが分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会のことです。

先日、ある障害者団体さんより御連絡があり、新居浜市総合福祉センターのアリーナの使用ができず、市民体育館に問合せをしたら、使用料の減免がなく、場所を探すのに大変苦勞したというお声をお聞きいたしました。

令和7年度の多目的アリーナの利用人数は、1万8,050人と伺っております。この多目的アリーナですが、国民の祝日や年末年始などの休館日を除くと、令和7年度は335日の開館で、1日に午前、午後、夜間の3つの使用枠があり、点検や社会福祉協議会主催イベントを除くと1,005枠、その中で空いている枠は87枠のみ。これは、全体の8.7%。稼働率は91.3%にもなり、大変人気の施設です。

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例施行規則第5条を抜粋すると、使用料の減免については、市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を所持する方及び付添いの方、そして市内在住の65歳以上の方が全額免除されます。

しかし、本市の体育館である市民体育館、山根総合体育館、多喜浜体育館では、障害者、高齢者についての減免はありません。

お隣の西条市では、高齢者や障害のある方などの社会参加を応援していますと銘打ち、高齢者、障害者、母子・父子家庭、生活保護世帯の方々の社会参加を促進し、地域福祉の向上を図るため使用料を減免されております。体育館をはじめ、プール、球場、陸上競技場、テニスコート、グラウンドゴルフ場等が、先ほど述べました対象者の方々は全額免除になります。御自宅の近くにある施設を利用できることは大変便利でありますし、これだけの施設があれば、多くの方々が利用できると思います。もちろん、受益者負担については理解しておりますが、減免とは単なる使用料の有無ではなく、高齢者や障害者の社会参加を促進し、健康寿命の延伸、生きがいや健康づくり、自立支援、障害者スポーツの推進、コミュニティーの醸成、介護予防、孤立防止など、期待できることはたくさんあると思います。それにつなげる福祉施策として位置づけることができるのではないのでしょうか。

高齢者及び障害者の社会参加の促進について市はどのように考え、また推進されていますでしょうか。スポーツ活動の場所の確保についてもお聞かせください。

本市には、健康づくり推進本部が設置されており、フレイルグループが健康寿命の延伸のために、フレイル予防、介護予防を推進されております。スポーツを通じた健康づくりと介護予防について、どのようなお取組、啓発をされていますでしょうか、計画していることがございましたらお教えてください。

次に、体育施設使用料減免制度の拡充について、新居浜市体育館設置及び管理条例施行規則第6条、使用

料の減免に、市長が特に必要がある
と認めるときとありますが、どのよ
うな場合を指すのでしょうか。

また、会場の空き状況や減免制度
がないことで、活動機会を失うこと
のないように、減免制度の拡充を御
検討するお考えはありませんか、市
長の御所見を伺います。

次に、手話言語条例について伺い
ます。

手話とは、音声言語とは異なり、
手や指、体の動きや表情などによっ
て視覚的に表現される独自の言語で
す。重要な意思疎通の手段であるだ
けではなく、社会参加や日常生活を
送る上で必要不可欠です。

2006年に国連総会において、障害
者権利条約が採択され、手話言語が
音声言語と同等の言語として定義さ
れ、2011年に障害者基本法改正案が
成立し、法律で初めて手話が言語と
して認められました。昨年の2025年
には、手話に関する施策の推進に関
する法律、手話施策推進法が成立、
施行されました。第3条には、国、
地方公共団体は、手話に関する施策
を総合的に策定、実施する責務を有
すると明記されております。

昨年12月の定例議会では、本市に
おきましては、今後制定される県条
例の内容を踏まえ、当事者や関係団
体からの声をお聞きしながら、手話
を使用する人の人権を尊重し、手話
の普及を促進できるよう条例の制定
に向けた取組を進めてまいりますと
の御答弁がありました。

愛媛県では、手話が言語であるこ
とを普及するとともに、それぞれの
障害の特性に応じた意思疎通手段の
利用の促進を図ることで、障害者が
その意欲と能力に応じて活躍し、全
ての県民が障害の有無、年齢等にか
かわらず、相互に人格と個性を尊重
し合いながら共生する地域社会を実
現するため、この条例を制定すると
し、愛媛県手話言語の普及及び障
がい特性に応じた意思疎通手段の利
用の促進に関する条例が令和8年4
月1日に施行されました。一般財団
法人全日本ろうあ連盟さんの手話言
語条例マップを拝見しますと、
2026年6月3日更新として、手話言
語条例の成立は、654自治体とあ
り、県内では、松山市、八幡浜市
が、愛媛県と同じく今年4月1日に
施行されております。

現在、本市では、条例の制定に向
けどのどのような取組を進めてこられ
ましたか。市長は、手話についてど
のような認識をお持ちになり、手話
に関する施策を総合的に推進すること
についてどのようなお考えでしょう
か。

また、新居浜市手話言語条例の制
定について、市長の御所見を伺いま
す。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めま
す。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 小野
志保議員さんの御質問にお答えいた
します。

手話言語条例についてでございます
す。

まず、条例制定に向けた取組につ
きましては、本年4月に愛媛県が施
行した愛媛県手話言語の普及及び障
がいの特性に応じた意思疎通手段の
利用の促進に関する条例の内容を踏
まえ、素案づくりに着手しております
す。

今後、新居浜市聴覚障害者協会及
び新居浜市難聴者協会に対し、当事
者等の思いを伺うことといたしてお
ります。

次に、手話についての認識といたしましては、手話を使用する方にとって、日常生活や社会生活を営む上で、意思疎通のための重要な手段であると考えております。

次に、手話を言語として尊重し、手話に関する施策を総合的に推進することにつきましては、本市の重要な責務であり、市民や事業者の理解促進、手話を学ぶ機会の確保、手話通訳者の養成や派遣などにより、手話を使用しやすい環境の整備を図る必要があるものと考えております。

次に、本市の手話言語条例の制定につきましては、県条例との整合性を図り、当事者や関係団体等の意見を聞きながら、手話の普及を促進できるよう、現在、条例の制定に向け取組を進めているところでございます。

以上申し上げましたが、他の点につきましては関係理事者からお答えさせていただきます。

○議長（藤田誠一） 久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）
共生社会の実現についてお答えいたします。

まず、高齢者及び障がい者の社会参加の促進についてでございます。

高齢者の社会参加につきましては、孤独、孤立の解消のみならず、筋力及び認知機能低下の防止に役立つものと考えており、社会参加促進の取組といたしましては、高齢者福祉センターでの高齢者の交流・生きがいづくり、自治会が開催する敬老行事を支援する敬老地域ふれあい事業、新居浜市老人クラブ連合会の様々なスポーツや文化行事の支援、高齢者の居場所づくりや介護予防等を住民が主体的に活動する健康長寿地域拠点づくり事業などがございます。

障害者の社会参加につきましては、健康の増進や生活意欲の増進、自立の促進を図るものと考えており、社会参加促進の取組といたしましては、心身障害者（児）団体連合会による福祉のつどいや体育大会、新居浜市障がい者自立支援協議会によるよいよHAPPYな作品展などを支援するとともに、障がい理解促進研修・啓発事業で障害についての理解を深めることで障害者の社会参加の推進に努めております。

次に、スポーツを通じた健康づくりと介護予防についてでございます。

本市におきましては、健康寿命の延伸を目的とした健康づくり推進本部のフレイルグループを中心に、介護予防と健康づくりを一体的に推進しております。

スポーツに特化した事業ではございませんが、運動習慣の定着と身体機能の維持向上を図る取組といたしましては、本市オリジナルの介護予防体操でありますPPK体操の普及啓発に取り組んでおります。現在、119か所の健康長寿地域拠点において約1,800人に継続して御参加いただいております、身体機能の維持向上に加え、外出機会の創出や人とのつながりを育む場として、社会参加の促進とフレイル予防の両面で重要な役割を果たしております。

各拠点におきましては、PPK体操に加え、ボッチャやモルック、輪投げなどの軽スポーツやレクリエーション活動を取り入れる取組も広がっており、楽しみながら体を動かす機会の充実が図られております。

また、新居浜市老人クラブ連合会

が主催するノルディックウォーキング大会に協力するとともに、年2回実施している体力測定事業におきましては、歩行速度や握力などの測定に加え、フレイルチェックやベジチェック等の健康相談を併設し、参加者が自身の身体状況を把握し、生活習慣の見直しにつなげる機会を提供するなど、健康意識の醸成にも努めております。

今後におきましても、P P K体操を核とした地域の通いの場の充実を図るとともに、軽スポーツや交流活動を組み合わせることで、体を動かす機会の拡充を進め、介護予防のさらなる充実に取り組んでまいります。

○議長（藤田誠一） 守谷企画部文化スポーツ局長。

○企画部文化スポーツ局長（守谷典隆）（登壇） 高齢者及び障がい者の社会参加の促進についてお答えいたします。

高齢者及び障害者のスポーツの場所の確保についてでございます。

本市では、体育施設の利用のうち、大会等を除く一般利用につきましては、予約システムにより御利用いただいておりますが、施設によっては利用希望が集中する時間帯もあり、抽せんが生じるなど利用者の御要望にお応えできていない状況もございます。

このような状況を少しでも改善するために、障害者や高齢者の方々にかかわらず、より多くの市民の皆さんのスポーツ活動の機会が確保できるよう、適切かつ計画的に維持管理に努めますとともに、利用区分の見直しなど利用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、体育施設使用料減免制度の拡充についてでございます。

新居浜市体育館設置及び管理条例施行規則につきましては、同規則第6条、使用料の減免の市長が特に必要があると認めるときに基づき、障害者団体が実施するスポーツ大会など公益性が高い事業で、市として減免が必要と判断する場合に個別に適用しております。

次に、減免制度の拡充についてでございます。

施設の利用状況や減免制度の有無により、市民のスポーツ活動の機会が制約されることがないように、次期の使用料見直しに併せ、利用区分や減免制度の在り方も含め、市民が利用しやすい制度となるよう検討を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤田誠一） 再質問はありますか。小野志保議員。

○7番（小野志保）（登壇） 3点お願いいたします。

手話言語条例についてですが、制定、施行はいつ頃の御予定でしょうか。

2点目、市長御自身は、新居浜市における共生社会とは、どのような社会であるとお考えでしょうか。

3点目、またその実現について、今後どのように取り組んでいかれたたいお気持ちはあるでしょうか、お願いいたします。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 小野志保議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1点目の手話言語条例の制定、施行予定についてですが、年内に素案、当事者の御意見などをお聞きした上で案を固めまして、年明け

てからパブリックコメント等を経て、できれば2月議会に上程させていただいて、切りのいい新年度の頭からの施行ができればという作業に入っているところでございます。

次に、共生社会はどのような社会であると市長は考えるかというような点ですが、共生社会におきましては、障害の有無など違いにかかわらず、全ての方がお互いの人格とか個性を尊重し、誰も取り残さない、全ての人が地域社会の一員として安心して暮らせる社会であるというふうに考えております。

その実現についてでございますが、障害の理解促進、障害者の就労機会の確保、聴覚障害とか視覚、聴覚、言語の障害者の方々のコミュニケーションの確保、文化スポーツ活動を通じた社会参加への支援等、こうした取組を継続して取り組んでいくことで、共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤田誠一） 再質問はありますか。小野志保議員。

○7番（小野志保）（登壇） 部長の御答弁ありがとうございます。市長のお考えはどうか、重複するかもしれませんが、やっぱりトップとしてはどのような思いを持たれているのか、この共生社会に向けての御意見をお願いいたします。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 小野志保議員さんの再質問にお答えをいたします。

共生社会についてということですが、小野議員さんの質問でもありましたように、全く考えは同じであります。やはり、多様性や個性を認め合いながら、共に助け合って生きていくという社会が重要なんだろうというふうに思っております。共生と共存という言葉がありますが、例えば共存であれば、同じ町、この新居浜市に住んでいるというところで止まってしまいうndらうと思えますけれども、共生ということになると、お互いが助け合っていくというような意味合いに変わってくるんだろうというふうに思っています。

そのような中で、やはりこれからの新居浜市のまちづくりとしましては、そういった個性とか多様性といった違いを力に変えていくことが重要だろうと私は考えておりますので、誰もが社会参加ができる、ノーマライゼーションのまちづくりというものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤田誠一） 再質問はありますか。小野志保議員。

○7番（小野志保）（登壇） 3点お伺いいたします。

先ほどの使用料の減免の件でございますけれども、また改定するときというお話でございました。やはり、今現在使うことができていない、また大会のときには減免は使えるよということを実は障害者団体様は御存じないです。そういった周知も必要なのかなと思うんですけれども、やはりまずはこの障害者の方、高齢者の方が活動の機会を失うと、こういった点にはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

2点目なんですけれども、体育館の使用料の収入、それと市民の健康、どちらを最優先されますか。

3点目、第六次新居浜市長期総合計画、この後期計画の基本計画の中の障がい者への理解と社会参加の促

進の取組内容に文化・スポーツ活動などの社会参加への支援とあります。しかし、体育施設の減免はしない、矛盾してませんか。今すぐにでも、先ほど市長が認めるときとありましたので、条例を変えなくてもここで高齢者の方、障害者の方に、皆さんと同じように、このスポーツの機会、活動の機会を設けるというお考えはないでしょうか、お願いいたします。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。守谷企画部文化スポーツ局長。

○企画部文化スポーツ局長（守谷典隆）（登壇） 小野志保議員さんの再質問にお答えいたします。

今使えていない状況、周知も足りないのではないか、活動できていない状況をどう考えるかということでございますけれども、確かに障害者、高齢者の方に限らず、特に集中する市民体育館を例で申し上げますと、利用区分のことであつたりとかで、なかなか予約ができない状況で、それに加えて、日中は結構お元気な65歳以上の方々というのはお見かけするんですけども、やはり皆さん仕事とか持たれたその後というのがなかなか集中しているところがございます。そういったところも踏まえて、今回見直しをちょっと考えていこうというところでやっております。

次に、2番目の収入と健康、どちらを優先するのかというのでございますけど、まずは市民の健康であつたり、生活の向上というのが優先されるべきであると考えておりますが、収入も得ながら、施設の整備も進めながら、使いやすい環境に努めてまいりたい、このように思っております。

最後に、3点目、第六次長期総合計画でもいろいろいいことを書いてますがどうですかということなんですけど、特に減免だったらすぐにでも対応できる可能性はあるんですけども、そこでももしかしたら今の予約システムのシステム改修であつたり、費用がかかる部分もあるので、そこら辺も含めて検討を進めたい、このように考えております。

○議長（藤田誠一） 再質問はありますか。小野志保議員。

○7番（小野志保）（登壇） 前向きな御答弁ありがとうございました。

決して優遇をしてほしいわけではありません。みんなが同じ機会を持って活動できる、そんな社会をつくらせていただきたい。また、私に御相談のあつた障害者団体の方は、共生社会を目指す中で、使いやすい施設が増えてほしいと最後におっしゃいました。共生社会の実現に向け、参加しやすい環境づくりを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。